

本部大会に関する細則

川口市野球連盟規約（以下、「規約」という。）第40条の規定により、「本部大会に関する細則（以下、「本細則」という。）」を定めるものである。

（趣旨）

第1条 本細則は、規約第2章第4条1の規定及び規約第3章第6条の規定に基づく本部大会の円滑な運営に資するため、その詳細を明確にするものである。

（大会）

第2条 1年間に開催される大会は、次の11大会とする。

1. S・A交流強化大会（S級及びA級上位4チーム）
2. 県民総合スポーツ大会川口市予選会
3. 川口市民選手権軟式野球大会B級の部
4. 川口市民選手権軟式野球大会A級の部兼福永健司杯埼玉県軟式野球大会川口予選会
5. 川口市民選手権軟式野球大会S級の部
6. 川口市民体育祭軟式野球大会B級の部
7. 川口市民体育祭軟式野球大会A級の部兼東日本軟式野球大会川口市予選会
8. 川口市民体育祭軟式野球大会S級の部
9. 高松宮賜杯川口市予選会
10. A級チーム入れ替え戦大会
11. 日本スポーツマスターズ大会川口市予選会

（チーム負担金）

第3条 本細則第2条に掲げる大会に参加するチームは、主将会議（大会抽選会）の際に、次のとおり大会参加チーム負担金を納入するものとする。

1. 本細則第2条1～4、6、7、9～11の大会は、1チーム20,000円とする。
2. 本細則第2条5、8の大会は、原則1チーム40,000円とするが、大会が1日開催となった場合は20,000円とする。

（出場チーム）

第4条 本細則第2条に掲げる大会に参加できるチームは、次のとおりとする。

1. 本細則第2条1、5、8の大会に参加できるチームは、川口市野球連盟総会において「S級チーム」の承認を受けたチームとする。
2. 本細則第2条1、2、4、7、9の大会に参加できるチームは、川口市野球連盟総会において「A級チーム」の承認を受けたチームとする。
3. 本細則第2条3、6の大会に参加できるチームは、各支部に所属するチームで各支部長が推薦するチームとする。
4. 本細則第2条10の大会に参加できるチームは、別に定めるものとする。
5. 本細則第2条11の大会に参加できるチームは、当該チーム代表者が本連盟の評議

員として会長から委任され、川口市野球連盟総会において、承認を受けたチームとする。

(代表者会議)

第5条 本細則第2条に掲げる大会に参加するチームは、大会日前に開催される主将会議に（大会抽選会）に必ず出席するものとする。その際は、「競技運営に関する注意事項」等を説明することから、当該年度に開催された川口市野球連盟の総会資料を持参すること。

(附則)

第6条 本細則は、平成17年10月2日に改正する。

第7条 本細則は、平成18年1月29日に改正する。

第8条 本細則は、平成20年1月27日に改正する。

第9条 本細則は、平成25年1月27日に改正する。

第10条 本細則は、平成26年1月26日に改正する。

第11条 本細則は、平成30年1月21日に改正する。

第12条 本細則は、令和2年1月26日に改正する。

第13条 本細則第2条4の大会は、福永健司杯県大会の中止期間中「川口市民選手権軟式野球大会A級の部」とする。

第14条 本細則は、令和5年1月29日に改正する。